

[新型コロナウイルス感染防止対策のための生徒行動指針]

1. 感染防止のための基本方針

- ・学びの継続の為、「感染しない、感染させない」ことを基本に、感染症予防に努める。
- ・「新しい生活様式（5月4日新型コロナウイルス感染症専門家会議提言）」を実践・徹底する。
- ・「感染リスクが高まる『5つの場面』（10月23日）新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）」を回避する。
- ・3密環境となるアルバイトは原則禁止する。
- ・不要不急の外出や会合等への参加については、感染防止に十分に配慮し、各自の判断・責任で行動する。

【校内での感染防止対策について】

- ・授業中や業務中での定期的な換気を徹底する。
 - ・「密閉空間」「密集場所」「密接場所」の3密をそれぞれ徹底的に回避する対策を講じる。
- 〔対策例〕○授業開始時に必ず換気を行う。
- 職員室・教室の換気扇で常に空気の循環を強制的に行う。
 - 設備・器具を頻繁に消毒。

【日常生活での感染防止対策について】

- ・不要不急な外出や会合等への参加については、感染防止に十分配慮し、各自の判断・責任で行動する。
- ・自己の行動を記録（把握）する。
- ・毎日「健康観察チェック表（BLEND）」を利用して記録を行い、体調チェックを必ず行う。
- ・空気中にウイルスを含む飛沫が浮遊し、感染リスクが極めて高いカラオケは自粛する。

【感染予防対策の徹底】

- ・新型コロナウイルスの感染者が拡大している現況においては、誰にでも起こり得ることと捉え、マスク（不織布）の着用、手洗い、手指消毒等の基本的な感染予防に努める。

【都道府県をまたいだ移動に伴う留意事項】

- ・~~「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が発令されている地域県外~~への往来を自粛する。（対象地域を通過しただけであれば除外）。
- ・「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が発令されている地域での進路活動（オープンキャンパス、職場見学等）は自粛する。ただし、やむを得ない場合進路指導主任及び学級担任に必ず相談する。（対象地域を通過しただけであれば除外）。
- ・「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が発令されている地域での採用試験や入学試験を受験した生徒は、必ず帰県時に自治体が設置する最寄りの抗原検査センターにて、抗原検査を行い、定められた期間自宅で待機し体調管理に努める。（対象地域を通過しただけであれば除外）。

- ・寮生において「~~緊急事態宣言~~」及び「~~まん延防止等重点措置~~」が発令されている地域への県外への帰省は自粛する。やむを得ない場合は必ず帰県時に自治体が設置する最寄りの抗原検査センターにて、抗原検査を行い、定められた期間寮外施設で待機し体調管理に努める。（寮外施設の利用料は各自個人負担とする。）
- ・県をまたぐ移動を行う際は、特に「1. 感染防止のための基本指針」を徹底する。

【海外渡航について】

- ・外務省ホームページにおいて、感染症危険レベル2以上の国・地域への渡航（私事渡航含む）は、原則、中止する。

【高校への登校について】

- ・2. 高校や医療機関へ相談する目安と行動についての症状に当てはまる場合は、高校に登校せず、必ず、保護者を通じて高校へBLENDもしくは電話連絡（連絡先:高校 0972-22-3501）する。
- ・高校構内では必ずマスク（不織布）を着用する。
- ・手洗い、手指消毒は、教室に入るとき、飲食前後、トイレの後、共用のものに触れたときなどに必ず行う。

【その他】

- ・課外活動（部活動やボランティア活動）では、監督や担当教諭の指示に従う。
特に、部室や更衣室でのマスクなしの会話は絶対に避ける。
- ・寮の食堂利用時は黙食とし、食事前後に、テーブルに設置しているアルコール除菌を徹底する。
- ・スクールバス利用時には、乗車中の会話は控える。

2. 高校や医療機関へ相談する目安と行動について

- ・以下のいずれかの症状に該当する場合は、無理をせず登校は控え、保健所（受診相談センター）に連絡をし、その結果を高校（連絡先:高校 0972-22-3501）へ電話連絡する。
- ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。
- ② 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合。
（※）高齢者、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方。
- ③ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合。
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）
- ・発熱、咳、全身倦怠感等、体調不良の症状が、治療薬を使用しないで体調が完全に回復した場合は、体調が完全に回復して2日後（症状が喪失した日を0日として2日目）から通学する。
- ・医療機関に必ず受診可能かを本人が電話連絡した上で受診することを前提とする。
- ・自己の行動を記録（把握）する。

3. 新型コロナワクチン接種の副反応による発熱等の症状がある場合について

- ・新型コロナワクチンの接種日以降に副反応による発熱等の症状があり、通学が難しい場合は、無理をせず通学は控え、高校（連絡先:0972-22-3501）へ電話連絡する。
- ・当該期間中の出欠の取り扱いは、「出席停止」とする。

4. 感染が判明または疑いがある場合の行動について

感染が判明または疑いがある場合は、所轄保健所に連絡を取り、以下の対応を行う。

(1) 生徒本人が感染した場合

- ・保護者を通じて高校（連絡先:0972-22-3501）に電話連絡をする。
- ・医療機関にて治療及び経過観察を実施する。
- ・所轄保健所（受診相談センター）に連絡する。
- ・退院後、保護者を通じて高校に電話連絡する。
- ・罹患後の通学開始については、医師の許可を必要とする（「診断・治癒証明書」を医師に記入していただき、学級担任へ提出）。
- ・高校は、発生時に学内（該当の建物等）消毒作業を実施する。
- ・出席停止期間中の出欠の取り扱いは、「出席停止」とする。
- ・自己の行動を記録（把握）する。

(2) 生徒本人が濃厚接触者または感染が疑われる場合

- ・感染の有無に関わらず保護者を通じて高校へ電話連絡する（途中経過含む）。
- ・所轄保健所（受診相談センター）に連絡する。
- ・保健所からPCR検査が必要と判定された場合は、検査結果が判明するまで自宅待機する。
- ・PCR検査が不要と判定された場合及びPCR検査の結果が陰性である場合は、その後毎日の体温測定など健康観察自己管理に努め、常時マスク着用を条件に通学可能とする。また、保健所から別途指導や指示がある場合は、その指導・指示に従う。
- ・出席停止期間中の出欠の取り扱いは、「出席停止」とする。
- ・自己の行動を記録（把握）する。

5. 家族等の同居者が新型コロナウイルスの感染疑いや濃厚接触者となった場合

- ・家族や兄弟等の同居者が新型コロナウイルスの感染疑いや濃厚接触者となった場合は、保護者を通じて必ず高校に連絡する（濃厚接触者と指定される可能性が非常に高いため）。

【本件に関する相談窓口】

○教頭・事務長・東 0972-22-3501

※本行動指針の策定及び更新履歴

令和3年9月1日策定（令和3年8月18日更新学園規定より）

令和3年11月1日更新

令和4年1月12日更新